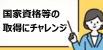
## プログラムB 対面講座 開催地域 決定

令和7年度 消費者庁委託事業 消費生活相談員担い手確保事業

# 消費生活相談員になるための講座

国家資格等の



人に寄り添い、暮らしを守る。消費生活相談員※1を目指してみませんか。

プログラム	
Α	

講座趣旨

消費生活相談員資格(国家資格※2) 試験の合格を目指すための 講座

受講対象

消費生活相談員資格(国家資格※2)を保有していない方

7月1日開講

受講方法 eラーニング講座 (録画配信)



定 員 2.000名 ★先着順

申込期間

6/18 (水)12:00~(定員に達した時点で受付終了)

申込フォーム

次のURL又は右記QRコードのリンク先よりお申込み

[URL] https://questant.jp/q/2025ninaite



(受講対象に合致する方は、AとB両方受講することも可能、受講料はいずれも無料です。)

プログラム B

講座諏旨

消費生活相談実務に求められる実践的知識及びスキルを学ぶ ための講座

受講対象

現在消費生活相談業務に就いていない方

(プログラムAを受講する資格未保有※3の相談員は受講可)

9月13日開講



■オンライン生配信-座学 8講座 (2講座×4日)

- **■対面講座-グループワーク 2講座** (2講座×1日)
- ■オンライン生配信-グループワーク1講座(1講座×1日)
- ➡以下10地域で実施(申込時にいずれかを選択)

受講方法

北海道 10/12(目)

高知県・宮崎県 10/26( 🗄 )

10/13(月象) 埼玉県

岐阜県 11/1(±)

10/19(日) 宮城県・石川県

11/2(日) 栃木県

10/25(土) 兵庫県

11/3(月線) 愛知県

定 員 300名

★定員以上の応募があった場合、志望動機により 判断のうえ、場合によっては抽選とする

(10地域合計)

★対面講座開催地及びその隣県にお住まいの方を 一定数優先する

申込期間

8/7 (木) ~8/21 (木) ★先着順ではありません

申込フォーム

次のURL又は右記QRコードのリンク先よりお申込み

[URL] https://questant.jp/q/2025programb

## 事前説明会(録画配信)



■急級回 6月7日に開催したプログラムA及びBの事前説明会の様子をアーカイブ配信しています。

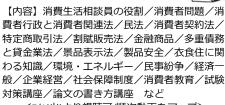
受講を希望される方は、ぜひこちらをご覧ください。以下URL又はQRコードのリンク先よりご視聴できます。 **回転扱 (URL) https://jca-home.jp/ninaite-2025** (受託事業社である日本消費者協会のサイトにリンクします。)

- ※ 1 全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事している。
- ※ 2 消費生活相談員資格(国家資格)とは、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格。資格試験については、裏面参照
- ※3 消費生活相談員資格(国家資格)・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員のいずれも未保有の方。

#### 講座の内容

#### プログラムA(eラーニング講座)

## ■全33講座、全35時間程度を予定



<7/1(火)より視聴可/順次動画をアップ>

### 消費生活相談員資格(国家資格)試験

以下いずれかの試験に合格すると、消費者安全 法に基づく消費生活相談員の資格(国家資格)を取 得することができます。詳細は各URL又はQRコ ドのリンク先をご確認ください。

1. 消費生活相談員資格試験

主催:(独)国民生活センター

[URL] https://www.kokusen.go.ip/shikaku/shikaku.html

## 2. 消費生活アドバイザー試験

主催:(一財)日本産業協会



# プログラムB(オンライン&対面講座)

#### ■全11コマ(6日間) 17時間程度を予定 ※いずれも土日祝に実施

1. オンライン生配信講座 4日 🚇 座学型(8講座)

【内容】事例中心の実務に則した内容 例:賃貸住宅関連/訪問販売/美容関連 マルチ関連/ネットトラブル/など

【日程】9/13・20・27・10/4 1日2コマ、13~17時の間を予定 2. 対面講座 (2講座) 1 日

【内容】事例検討1・2

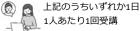
【日程】表面参照

1地域あたり1日実施 10時~17時の間を予定 2講座を1日で実施

3. オンライン生配信講座 1 **日** 参加型(1講座)

【内容】ロールプレイング

【日程】11/15~1/17



プログラムA及びBを受講し、一定の条件をクリアした方に限り、ガイドライン※4により国家資格合格者と 同等と認められる者の想定として明記される「消費生活コンサルタント」の資格を取得する機会があります (表面※3にあるいずれの資格も保有していない方に限ります。)

※4 改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン (平成27年消費者庁

## 本講座の特徴

#### 充実の講師陣

各テーマを専門とする弁護士や現役の消費生活相談員等が登壇します。

※各講師がレジュメを用意します。(各自でダウンロードしてご用意いただきます。)

## 2つの試験を同時に対策

プログラムAは、消費生活相談員資格試験と消費生活アドバイザー試験の両方に対応したカリキュラムです。

## 就業を見据えた支援(初心者でも大丈夫!)

プログラムBでは、消費生活センターでの勤務を見据え、消費生活相談員の実務講座も実施します。

- ※本講座は消費生活相談員資格試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。
- ※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力い ただきます。
- ※本講座の受講料は無料ですが、通信料、交通費、国家試験の試験受験料は自己負担となります。 また、レジュメは各自でダウンロードしてご用意いただきます。
- ※受講にはパソコンやスマートフォンが必須となります。端末はご自身でご用意ください。

#### 問合せ先(受託事業者)

一般財団法人日本消費者協会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石屋ビル3階

【専用ヘルプデスク】メール: 2025soudanin@ai-spt.jp 電話: 0120-121-009 ※10時~18時

※原則メールでお問合せいただきますようお願いします。

本事業は、消費者庁より委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。